

寄せられたご意見と市の考え方

報告第1号 赤穂市都市計画マスタープラン（素案）について

	ご意見	素案の考え方
1	<p>赤穂市にとって宝ともいふべき山陽自動車道赤穂 IC を有効に活用出来ていない、他の IC 周辺では工業団地・物流基地・道の駅等の観光商業施設が必ず存在し有効に活用されている。赤穂市においても赤穂 IC 周辺の用途地域変更を行い有効活用出来るようにすべきであると考えます。</p>	<p>赤穂 IC 周辺については、2030 赤穂市総合計画で土地利用検討エリアに位置づけており、産業用地の可能性を有する地区として、民間活力による産業基盤の整備を検討していきます。</p> <p>また、赤穂 IC 周辺の市街化区域への編入、有効活用については、土地利用が進んでいない市街化区域が減少した段階で検討していきたいと考えております。</p>
2	<p>工業・商業・観光業の活性化のインフラとして、また BCP におけるライフライン確保の観点からもさらなる幹線道路の改良・維持・補修及び市外との重要アクセスである高取峠トンネル等の幹線道路の整備を行うべきと考えます。</p>	<p>「交通ネットワークの方針」において、関係機関に高取峠のトンネル化を要望すること、赤穂大橋線などの幹線道路の整備を図ることを明示しており、引き続き高取峠のトンネル化の要望活動及び幹線道路の整備を推進します。</p>
3	<p>御崎地区や坂越地区等の観光地や農業・漁業施設周辺に従来にない新しいタイプの出店希望者が市街化調整区域の規制により出店をあきらめる事無の様、出店規制の緩和・手続きの簡略化を行い、出店を応援し、魅力ある街づくりを行うべきと考えます。</p>	<p>御崎地区の市街化調整区域については、地域の実情に応じた土地利用を推進するため、土地利用計画を策定し、特別指定区域制度の指定を行い、必要に応じて制限の緩和を行っております。また、坂越地区については、県の「空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例」に基づく特区の指定に向けた申出をする予定であります。</p> <p>今後も、特別指定区域制度等を活用した地域の実情に応じた土地利用を推進していきます。</p>

	ご意見	素案の考え方
4	<p>今後の人口減少及び社会インフラの老朽化対策リニューアルを考えると、市内全域をくまなくインフラリニューアルを行う事は不可能であり住居地域や公共施設の集約・統合は避けて通れないと思います。そのためには限られた財源を集中してコンパクトシティー化を図るべきと考えます。</p>	<p>「都市づくりの目標」において、JR 播州赤穂駅周辺、土地区画整理事業を進めている JR 有年駅および JR 坂越駅周辺において、居住に必要な都市機能の誘導を掲げ、コンパクトな都市づくりを目指します。</p>
5	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法) が改正されて、市町村による「心のバリアフリー」の推進が強調されています(令和2年6月19日施行)。赤穂市のマスタープランでは、68ページに「心のバリアフリー」について触れられているものの、既成市街地の整備目標の一つとして留まっています。そのため、49ページの目標4に「心のバリアフリー」について追記するのはいかがでしょうか。</p>	<p>ご意見のように、ハード面の環境整備によるバリアフリー化の推進だけではなく、「心のバリアフリー」の推進についても、重要な項目と考えます。ご意見を踏まえ、49ページの都市づくりの目標4: 誰もが安心・安全に暮らせる都市づくりに「心のバリアフリー」について追記することを検討します。</p>
6	<p>統計数値について、2015年のデータが使われていますが、国勢調査2020年のデータが一部公表されているので、それを示して欲しいです。特に本マスタープランを用い、新型コロナウイルスによる影響を今後見ていくときに、R2年度のデータの有無でどれだけの落ち込みがあったかなど比較できるため採用して頂きたいです。同じく、赤穂市統計書もR2年度の公表はされているので使用して頂きたいです。</p>	<p>2020年の国勢調査のデータについて、公表済みのものは赤穂市都市計画マスタープラン(素案)に掲載しております。未公表のデータにつきましては、公表され次第、データの更新を行う予定です。赤穂市統計書等、その他データにつきましても、最新のデータを反映します。</p>

	ご意見	素案の考え方
7	西播磨地域都市計画区域マスタープランの概要説明でも、新型コロナウイルスの影響が述べられていたので盛り込む必要があります。	ご意見の新型コロナウイルスの影響について盛り込む必要があるという考えを踏まえ、「都市づくりの視点③：安心・安全な都市空間づくり」において、新型コロナウイルス感染症を契機とした仕事の間を選ばない働き方（テレワークの進展など）など、新型コロナウイルスを契機とした新しいライフスタイルに対応した都市づくりについて示しています。
8	39 ページの公園について、「適切な維持管理による長寿命化」の中身は、具体的には遊具更新との説明でした。素案では、長寿命化のあと遊具更新についても併記されているので、「遊具更新を行い適切な維持管理によって長寿命化をはかる」ことが重要で、という表記になるのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、「遊具の市民ニーズに応じた更新や適切な維持管理による長寿命化」に修正します。
9	24 ページの都市計画道路の整備状況について、都市計画マスタープラン 2013 年と比較して、路線数の変更があるのはどういった理由からでしょうか。具体的には本文中幹線街路 25 路線（2013 年：27 路線）、表中 16m 以上～22m 未満 7 路線（2013 年：8 路線）、12m 以上～16m 未満 13 路線（2013 年：14 路線）の部分です。2 路線は具体的にどの路線でしょうか、またこの約 10 年間に工事が完了したということでしょうか。同じく、25 ページの都市公園については、公園 56 箇所（2013 年：59 箇所）ですが、どのような整備等が行われた結果公園数が減少しているのでしょうか。	都市計画決定後、長期にわたり事業化されていない都市計画道路・公園においては、全国的に建築制限の長期化などの問題が顕在化し、本市でもこれらの長期未着手都市計画道路・公園を対象に、その必要性を検証し、見直しを行いました。 この長期未着手の都市計画道路の見直しにより、塩屋駅北線（幅員 12m）及び新田鷗和線（幅員 16m）が、現道及び周辺道路の整備により、路線を代替する機能が確保されたことから廃止され、都市計画道路の路線数は、27 路線から 25 路線に変更になりました。また、都市公園については、総門町公園、駅前町第 2 公園及び上町公園が、周辺地域における公園及び児童遊園の整備により、代替機能が確保されたことから廃止され、公園数が 59 箇所から 56 箇所に変更になりました。

	ご意見	素案の考え方
10	<p>今後 10 年内では特に、国道 2 号線、山陽自動車道と市街地を南北に結ぶ千種川沿いではないルートが防災と産業誘致の面から非常に重要になります。具体的には、県道大津西有年線と今は社会基盤整備プログラムにはのっていない赤穂 IC 付近から清水工業団地経由で赤穂佐伯線に抜けるルートの整備が必要です。県道大津西有年線整備の進捗が遅れている中、42 ページ以降の「将来の都市構造」における機能軸の考え方で産業交流ライン、生活文化交流ラインの見直しや優先度の変更についても盛り込んでいかないといけないと思います。災害時の都市機能維持という観点については、同様に 56 ページ以降の交通ネットワークの方針においても重要度を上げて触れていただきたいです。</p>	<p>ご意見の「将来の都市構造」における機能軸の考え方で産業交流ライン、生活文化交流ラインの見直しや優先度の変更については、本マスタープランが 2030 赤穂市総合計画に基づいた計画であることから、見直し等はいりません。</p> <p>また、幹線道路等の災害時の都市機能維持という観点については、56 ページ (3) 道路の配置・整備方針において、「通過交通の適切な誘導、災害時における避難、救援などの防災機能の確保と良好な市街地を形成する観点から、土地利用に応じ適正に配置します。」と示しております。幹線道路等の整備に関する重要度については、本マスタープランに基づいて、個別に検討していくものと考えます。</p>
11	<p>64 ページ①「良好な都市景観の形成」の部分で、景観アドバイザー制度の活用が挙げられていますが、この制度は②の歴史的景観の保全についても活用すべき内容ではないでしょうか。また、どのエリアに対して活用することを検討しているのか、具体的な案があれば説明が欲しいです。</p>	<p>市街地景観形成地区内等での建築行為及び大規模建築物等に対し、専門家による技術指導を行うことにより、よりよい都市景観を創造することを目的とし、景観アドバイザーを設置しております。よりよい都市景観を創造することを第 1 の目的としておりますので、「良好な都市景観の形成」の部分に示しております。</p> <p>景観アドバイザー制度については、市街地景観形成地区などエリアを限定せず、必用に応じて活用し、よりよい都市景観を創造するよう取り組んでまいります。</p>

	ご意見	素案の考え方
12	赤穂市公共施設等総合管理計画との整合性かどうか。	<p>赤穂市公共施設等総合管理計画においては、今後の人口減少や少子高齢化に伴い、厳しい財政状況が予測され、効率的でコンパクトな施設運営を行っていく必要があるため、市が保有する施設の総延床面積を縮減することを目標としております。</p> <p>本マスタープランにおいても、都市機能拠点に容易にアクセスできるネットワークの形成を図り、都市機能の誘導（コンパクトな都市づくり）を推進すること、都市計画道路について、優先順位を踏まえた整備を図るとともに、必要性が低下した計画路線の見直しを行うことなどにおいて、赤穂市公共施設等総合管理計画との整合を図っております。</p>